

# 小松空港の拡張と国際化、そして集団移動

昭和三十七年（一九六二）四月、小松、大阪、小松、名古屋、翌三十八年



北陸エアターミナルビル(小松市立博物館提供)

七月小松、東京の各定期便が就航し、民間空港としての小松飛行場も順調に発展していった。

昭和四十八年十一月、小松、東京間にボーイング737が就航し民間航空のジェット化が進んだ。同年には香港への最初のチャーター便も飛び、国際化の方向性が打ち出された。

昭和五十二年十月、運輸省で「小松飛行場民航地域整備基本計画」が策定され、五十六年一月に「出入国港」の指定を受けると、同年九月、国内線新旅客ターミナルビル、五十九年三月には国際線新旅客ターミナルビルも完成し、「飛行場」から「空港」へと発展した。

平成六年（一九九四）三月には北陸国際航空貨物ターミナル（株）が設立



民間航空機の発着(「小松・加賀・能美 今昔写真帖」より)

され、七月にはカーゴルックス航空による小松、ルクセンブルグ国際貨物定期便が就航した。

平成十四年六月、国際貨物ターミナ



国際貨物のコンテナを積み降ろしするカーゴルクス機



離陸する中国東方航空の上海便



上海便就航でにぎわう国際便カウンター(平成16年11月撮影)

ル新築工事が竣工し、十八年十二月には大型ジャンボ機離着陸を可能にするための滑走路嵩上げ<sup>かさ</sup>工事も完成した。

一方、民航の発展と軌を一にして自衛隊基地も拡張されていった。昭和四十九年八月防衛庁から小松市へ新機種F-4EJファントム配備の申し入れがあり、協議の結果五十年十月に「一

〇・四協定」(小松基地周辺の騒音対策に関する基本協定)が締結された。

この協定は、一、安全対策、二、騒音源対策、三、周辺対策、四、その他の四項目から成り、さらに周辺対策の中に一〇戸以上の集団移転対策も盛り込まれた。これは防音工事等では生活困難や健康被害は防止できない地域住

民に対する住宅の移転補償<sup>ほしよ</sup>をするもので、昭和五十一年〜平成二十年にかけて浮城、丸の内、鹿小屋、桜木、城南、安宅新、浮柳、下牧、鶴ヶ島、向本折、佐美、浜佐美、日末、の一三地区で移転工事が行われ、昭和五十七年の日米共同訓練実施後も引き継がれてきた。

一方、防音工事についても、民間住宅はもちろんのこと、教育・福祉等の公共施設にもきめ細やかな対策を実施し、基地周辺の排水路や電波障害への対策工事も実施してきた。

これらの事業は、市内外の協力業者との連携で行われ、地域経済の活性化にも貢献してきた。

(平野 優)